

# 令和4年第1回

## 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年1月26日  
13時30分～14時20分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

## 令和4年第1回海老名市農業委員会定例総会

令和4年1月26日「令和4年第1回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治      2番 宮基 功              3番 清水 澄雄              4番 松島 淳一  
5番 鈴木 守              6番 小島 富士男          7番 波多野 寛              8番 市川 和美  
9番 竹内 章人          10番 新戸 和夫          11番 守屋 福夫              13番 二見 務  
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝      16番 鈴木 信一      17番 尾上 富夫      18番 小松 佐一  
19番 猪熊 克行      20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について（報告）
- (2) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

**【議長】** ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名さ



は、資料1でございます。

【議長】 地区委員の意見については、私のほうから説明させていただきます。

先日、譲受人の■■さんが来られて、家庭内贈与で贈与したいというようなお話がありました。そのときに確認したのは、今後どうしていくのかということで話しましたところ、農地として保全をしていきたいというような個人の話がありましたので、この件については問題がないかと思いません。

それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■さん、奥様の■■さん、長男の■さんの3名が農業従事者だそうです。経営主は、令和4年の農家台帳では■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は18年、農業従事日数は100日、妻の■■さんの農業経験年数は18年、農業従事日数は50日、■さんの農業経験年数は11年、農業従事日数は40日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地は田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、耕運機1台等を所有しております。また、取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められております農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しては、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 昨日、申請地の田んぼを確認しました。田んぼとしてよく管理されており、問題はないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます

す。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

次に、議案書 7 ページ、日程第 2、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 1 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 1、申請地は、杉久保南■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■■平米のうち■■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。転用者は、中郡二宮町■■■■■■■■■■、■■■■■株式会社、代表取締役■■■、譲渡人は、高座郡寒川町小谷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、ほか■名、転用の目的は、道路、権利の種類は、所有権の移転でございます。現地の案内図につきましては、資料 2-1 から 2-4 をご覧ください。案内図のほかに、写真、土地利用計画図、平面図、断面図をお配りしております。

【議 長】 地区委員が欠席ですので、続けて事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 査】 こちらは、二宮町に会社を構えます■■■■■株式会社が、申請地の隣地にあります自己所有地の山林の一部を使いまして、所有している車両の駐車場をつくるため、進入路として使う海老名市道が一部狭いことから、道路幅員を確保する形で道路の転用申請ということになります。県央近辺の現場も多く、綾瀬や海老名のインターも近く、利便性も高いということで、車両置場をつくる計画でございますが、車両置場への進入する海老名市道が一部狭いと先ほど説明させていただいたのですが、その拡幅が必要とする部分の所有者との合意が形成できたということから、今回申請がされました。また、本案件は、道路についての申請でして、車両置場の転用申請ではございません。車両置場、いわゆる駐車場として使用する土地については、地目は山林になっておりますので、転用の許可申請は不要となります。また、開発やまちづくり条例の協議も必要ございません。

続いて、資料 2-1 の左下の農地区分をご覧ください。こちら、今回の

申請地ですが、農地の立地基準は、2種農地になります。これは、10ヘクタール未満の農地の広がりの中にある農地で、市街化区域より500メートル以内にある場所に位置していることから、2種農地として判断ができます。今回はその太枠の部分が申請地ということになります。

続きまして、資料2-2の差替部分のほうを見ていただければと思うのですが、そちらの土地利用計画図をご覧ください。農地転用申請と書かれてある部分が申請地ということになります。図は、上側が北を指しております。北側の道路より進入しまして、申請地の先の車両置場に行く手前部分の幅員を海老名市道と合わせて6メートル確保し、交互通行でき、また、転回部分についてもバックで車両置場へ進入するため必要であるということから、資料のとおり計画されております。申請地につきましては、東側の農地との境界部分にはL型溝と集水ますを設置しまして、砂利敷きとし、さらに土留めの鋼板も設置いたします。ただし、東側が農地なのですが、そちらへの進入ができなくなってしまうというところで、転回スペースの一部分だけ鋼板は設置しないようにしまして、のり面で隣地の農地へは入れるように配慮しています。

また、今回ご欠席の12番委員からも、特に問題ないと思いますので、よろしく願いますということで意見をいただいております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できませんで、隣地同意の添付もございませぬ。周囲の農地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われませぬ。

**【議長】** それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

**【7番委員】** 昨日、申請地を確認してまいりました。今、事務局のほうからご説明がありましたけれども、現在の道路幅2.4メートルを6メートルに拡幅するということだす。道路の一部には転回場所といいませぬか、待機場所を設けるといふようなことだす。その申請地の道路だす、少し傾斜がついておりまして、傾斜の高いほうには土留め用の鋼板を打ち込んで土留めをして、L字型の溝切りというのだすか、これを設置して、あと、浸透式の集水ますだすか、これを10メートル間隔で設けるといふ計画だそうだす。道路面は砂利敷きということになります。したがって、土砂の流出な

どの対策が施されておりまして、周囲の畑に影響を与えることはないというふうに考えられます。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

【2番委員】 本件の第5条申請の関係ですが、私、資料を見させていただいて、現地の道路が、ここにも書かれていますけれども、認定外道路であるということ、それがちょっと異例だなということを感じています。

それと、今回、道路の部分を補助によって譲受けを、いわゆる開発者、■■■■が受けるということになっておりますが、これをそのままのみにしてしまいますと、将来、■■■■が独自に、この道路、転用した部分を別の形で個人の主張する可能性は非常に高いというふうに思っております。本来であれば市のほうに帰属をしていただくのが一番いいのかなというふうに私は感じているんですが、ただ、それができない場合であっても、最終的に登記をする際に、ここに図面に書かれているように、公衆用道路という位置づけで明確にして許可を出して、それでもって登記をしてもらうということまで確認しておきませんと、これを不法に濫用されるおそれがある、既にこの図面には書かれていますように、奥のほうに車両置場をこの開発者はつくられるというふうなこともありますから、その個人に、■■■■さんに占用されることがないように、そのことを市として、また、農業委員会としてもそれを担保するような確認が取れるようにしておいたほうがいいかなということで、そういうふうなことを含めて事務局のほうにお願いしておきたいと思います。

【議長】 事務局から。

【主査】 道路担当課にも確認したところなのですが、排水設備もなく、アスファルト舗装もされていないものをいただくのはなかなか難しいというふうな話をしておりまして、今回の申請につきましても、道路という形で申請いただいております。神奈川県に確認しましたところ、道路という転用目的もあるので、特段問題ないという形で確認は取っておりますので、許可も道路という形で許可証のほうは発行されると思われまして。なので、登記に関しても、そちらの許可証を使って登記をされるとなると、恐らく道路とか公衆用道路とかという形の登記の地目になろうかと思われまして。









（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号7から10について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、受付番号11について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号11、借り手は、国分南■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、国分南■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、ほか■名、貸し借りする農地は、国分南■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■■平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和4年2月1日から令和6年12月31日までの3年間です。こちら、農業振興地域内、2件の新規の計画となります。

以上、この案件につきましても、1月12日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われまます。

【議長】 それでは、受付番号11について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号11について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、受付番号12から13について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号12、借り手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、大和市つきみ野■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、上郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年2月1日から令和6年12月31日までの3年間です。農業振興地域内、1件の新規の計画となります。

続きまして、受付番号13、借り手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、貸し手は、同じく■■■■■■■■■■、貸し借りする農地は、上郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、■筆、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年2月1日から令和6年12月31日までの3年間です。こちら、農業振興地域内、1件の新規の計画となります。

以上、受付番号12、13について、1月12日に事務局で現地確認をいたしました。現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手はいずれも農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

以上、受付番号12と13について、一括で説明いたしました。

【議長】 それでは、一括して、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようございますので、受付番号12から13について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、受付番号14ですが、19番委員が農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に該当するので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(19番委員退席)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号14について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号14、借り手は、藤沢市遠藤■■■■■■■、■■■■■、借り手は藤沢の農家で、藤沢市の農業委員会事務局に確認したところ、藤沢市である程度の大きな面積で営農しており、耕作状況も特に問題はないというふうに確認を取りました。貸し手は、本郷■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、本郷字■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■■平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和4年2月1日から令和8年12月31日までの5年間です。農業振興地域内、7件の新規の計画となります。

以上、この案件につきましても、1月12日に事務局で現地確認をいたしました。現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農家との農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号14について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号14について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(19番委員着席)

【議長】 それでは、再開いたします。

次に、議案書12ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地の一時使用について(報告)を案件といたします。

受付番号13について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理しております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたします。原則としては、農業委員会での確認後から現地を使用させていただくようにしておりますが、申請時期と工期の関係から、本総会での確認後では工事の進捗に影響が出るため、会長及び地区担当委員に事前にご確認いただいた上で、問題ないものと判断し、専決処分で今回受理したことを報告いたします。

本件については、既に工事の機械置場として使用しておりますので、報告させていただきます。

受付番号13、申請地は、杉久保北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■平米、■筆です。土地所有者は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■、土地の使用者は、上今泉■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、株式会社■■■、代表取締役■■■■■■■■■■、事業主は、海老名市勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、公共下水道39分区枝線工事(その2)、目的は、工事機械置場として使用したいとのことです。使用期間は、令和4年1月6日から令和4年2月28日までです。本件については、既に工事機械置場として使用しておりますので、報告とさせていただきます。

【議長】 地区委員が欠席ですので、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 こちらなのですけれども、下水道の工事ということでございまして、工事期間が決まっているということで、早めに使いたいということでございました。それで、いたし方なしということで、工事に関わる機械の

置き場所として緊急でそちらのほう、早めに使いたいという依頼を受けましたので、申し受けた次第です。こちらのほうは、所有者も了解しておりますので、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号13について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一時使用の報告については了承としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、議案書13ページから14ページ、(2)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

13ページの農地法第4条の受付番号42、43、14ページの農地法第5条の受付番号59から63、合わせて7件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書13ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年12月1日から12月31日までの間に届出がされたものです。受付番号42と43の2件で、田、0平米、畑、991平米、合計、991平米です。

続きまして、議案書14ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年12月1日から12月31日までの間に届出がされたものです。受付番号59から63までの5件で、田、262平米、畑、768平米、合計、1,030平米です。これらにつきましては、専決処分です。受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承とさせていただきます。次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了とさせていただきます。長時間、ありがとうございました。